

(別紙 3)

## 都道府県・政令市における S E A 等取組状況

(平成 18 年 6 月末現在)

都道府県名	取組状況
北海道	<ul style="list-style-type: none"><li>平成 16 年 2 月、庁内に SEA 導入検討会を設置し、平成 17 年 3 月「(仮称)北海道政策形成過程環境アセスメント基本方針(素案)」を取りまとめた。</li><li>今後、国や他都府県の動向など関連情報の収集に努める。</li></ul>
青森県	<ul style="list-style-type: none"><li>SEA の制度の導入については、現在検討していないが、個別案件として「新むつ小川原開発基本計画に係る環境影響評価」については SEA により取り組んでいる。</li><li>平成 13 年度から、「新むつ小川原開発基本計画に係る環境影響評価」について検討を開始。</li><li>平成 17 年 3 月、環境省は「新むつ小川原開発基本計画に係る環境影響評価についての指針」を提示。</li><li>平成 17 年 4 月、環境省の指針を踏まえた「新むつ小川原開発基本計画に係る環境影響評価実施要綱」及び「同実施要領」を策定。</li><li>平成 17 年 5 月、方法書の公告縦覧。</li><li>現在準備書を作成中。</li></ul>
岩手県	<ul style="list-style-type: none"><li>導入検討なし。</li></ul>
宮城県	<ul style="list-style-type: none"><li>個別事業の早期段階を対象とした手続きについては、現行条例の運用により当面对応していく。</li><li>政策や上位計画等のより早期の段階での手続きについては、国や他の自治体の動向を見極めながらの検討課題としているが、具体的な導入に向けた取組は行っていない</li></ul>
秋田県	<ul style="list-style-type: none"><li>担当者レベルでの検討段階。</li></ul>
山形県	<ul style="list-style-type: none"><li>導入検討なし。</li></ul>
福島県	<ul style="list-style-type: none"><li>検討段階。</li><li>福島県では、平成 15、16 年度に庁内に検討会を設置し、公共事業に関する環境配慮事項について検討してきた。今後、さらに内部で検討していく。</li></ul>
茨城県	<ul style="list-style-type: none"><li>平成 16 年 1 月から、県が実施する一定規模以上の公共事業について、計画段階から環境配慮を行い、点検する制度を導入している。</li></ul>
栃木県	<ul style="list-style-type: none"><li>導入検討なし。</li></ul>
群馬県	<ul style="list-style-type: none"><li>平成 15 年 3 月に庁内で戦略的環境アセスメントの講演会を実施。制度導入について検討中。</li></ul>
埼玉県	<ul style="list-style-type: none"><li>平成 14 年度から要綱により制度施行。</li><li>第 1 号案件である地下鉄 7 号線延伸計画に係る戦略的環境影響評価報告書に対する知事意見を平成 15 年 7 月に作成し、手続を完了。</li></ul>

都道府県名	取 組 状 況
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第 2 号案件である所沢市北秋津地区土地区画整理事業に係る戦略的環境影響評価報告書に対する知事意見を平成 16 年 4 月 20 日に作成し、手続を終了。</li> <li>・ 平成 17 年 4 月 1 日に要綱を一部改正。</li> <li>・ 第 3 号案件である彩の国資源循環工場第 1 期事業基本構想に係る戦略的環境影響評価報告書に対する知事意見を平成 17 年 5 月 27 日に作成し、手続を終了。</li> </ul>
千 葉 県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 検討段階。</li> </ul>
東 京 都	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成 14 年度から条例により制度施行。(条例、規則、技術指針の改正)</li> <li>・ 平成 16 年度「豊洲新市場建設計画」の計画アセス手続を実施済み。</li> <li>・ 平成 16 ~ 17 年度「国分寺都市計画道路 3・2・8 号府中所沢線建設事業」の計画アセス手続(特例)を実施済み。</li> </ul>
神 奈 川 県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成 14 年度から、庁内手続として、県が実施する大規模な事業の計画段階で、環境配慮の評価等を実施している。</li> <li>・ このシステムを運用しながら、平成 14 年度から担当職員レベルで SEA に関する論点等について具体的な検討を行っている。</li> </ul>
新 潟 県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 検討段階。</li> </ul>
富 山 県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 導入検討なし。</li> </ul>
石 川 県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 導入検討なし。</li> </ul>
福 井 県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 情報収集中。具体的検討なし。</li> </ul>
山 梨 県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 検討段階。</li> </ul>
長 野 県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成 13 年 12 月より、係長レベルでの戦略的環境アセスメント等庁内検討会を立ち上げ研究を行い、概ねの方向性についての報告書を平成 14 年 7 月に作成した。</li> <li>・ 平成 15 年度に SEA 基本構想案を作成して、制度化への検討を進め、現在は、総合的な土地利用規制の中でのアセス制度の拡充を検討している。</li> <li>・ その一環として、条例対象規模未滿等の事業について、環境配慮制度を構築すべく、まず、県事業を対象に試行し検討している。</li> </ul>
岐 阜 県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公共事業については、環境スクリーニング(新規事業の事前評価)を取り入れ、計画段階での環境に配慮した計画策定に取り組んでいる。</li> </ul>
静 岡 県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 情報収集中。具体的検討なし。</li> </ul>
愛 知 県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成 13 年 5 月に、事業計画の策定時における環境配慮事項を環境影響評価方法書に記載させるため「環境影響評価指針」を改正している。</li> <li>・ 平成 15 年度からは、SEA 制度の理解を深めるため担当レベルで研究を行っている。</li> </ul>

都道府県名	取 組 状 況
三 重 県	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 10 年度から「三重県環境調整システム」を導入して、県が実施する一定規模以上の開発公共事業についてその計画段階から環境配慮の調整を行うこととしている。</li> </ul>
滋 賀 県	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業部局において、平成 13 年 4 月より、「ISO14001 の環境配慮指針」や「環境こだわり指針」に基づき、公共事業の計画段階から環境配慮の取り組みを行っている。また、PI 制度や川づくり会議を通じて、住民参画の推進を図っている。</li> <li>今後は、公共事業に係る環境配慮のレベルアップを図るため、現指針内容の具体化を検討する。</li> </ul>
京 都 府	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 15 年に「『環』の公共事業行動計画」を策定。平成 17 年度からは、府が実施するすべての公共事業に対して、「構想」から「設計・施工・管理」の各段階において環境面の配慮や評価等を実施。その結果は、第三者委員会での審査に活用する他広くホームページで公表している。</li> </ul>
大 阪 府	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 14 年度に戦略的環境アセスメント庁内検討会を設置し、主に制度の考え方や課題について整理した。</li> <li>平成 15 年 8 月には、事業計画の策定段階から環境保全について適切な配慮が行われるよう、大阪府環境影響評価条例の技術指針に環境配慮事項を定め制度の拡充を図った。</li> <li>府内外において SEA に関する具体の事例が極めて少なく、制度が導入された場合のプラス効果や社会的影響等について十分検証できないことから、引き続き、府自らがケーススタディや試行を行うなど事例を積み重ねることにより、制度化に必要な諸条件等について検討を進めていく。</li> </ul>
兵 庫 県	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境影響評価審査会に SEA 導入のあり方について平成 14 年 11 月 18 日に諮問し、平成 17 年 9 月 21 日に答申を得た。</li> <li>今後は、ケーススタディを実施し、SEA 制度の具体化について検討する。</li> </ul>
奈 良 県	<ul style="list-style-type: none"> <li>導入検討なし。</li> </ul>
和 歌 山 県	<ul style="list-style-type: none"> <li>導入検討なし。</li> </ul>
鳥 取 県	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 13 年度に検討会を設置し SEA の勉強を行い、平成 14 年度は、方向性を内部検討し、平成 15 年度は制度化の検討に当たり、具体的な事例をもとに現在検討中の制度の検証、中でもミティゲーションの効果的手法の調査研究等を行う予定。</li> </ul>
島 根 県	<ul style="list-style-type: none"> <li>検討中。</li> </ul>
岡 山 県	<ul style="list-style-type: none"> <li>制度導入の具体的な検討は行っていない。</li> <li>個別案件での取組事例はない。</li> </ul>
広 島 県	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 15 年度から、県が実施する一定規模以上の公共事業について、計画段階から環境配慮を行い、点検する制度を導入している。</li> <li>この制度を運用しつつ、検討している。</li> </ul>
山 口 県	<ul style="list-style-type: none"> <li>戦略的環境アセスメントの導入に向けて調査・研究中。</li> </ul>

都道府県名	取組状況
徳島県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 14 年 11 月に本庁内の事業部局、環境局の関係職員で構成する「環境アセスメント推進検討会」を立ち上げている。</li> <li>・現段階では、制度導入済みの自治体の事例研究等を行っており、今後は、国や他の自治体の動向も調査しながら、検討を進めていく予定である。</li> </ul>
香川県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・導入検討なし。</li> </ul>
愛媛県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・担当者レベルでの検討段階。</li> </ul>
高知県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 15 年度まで検討していたが、平成 16 年度以降において、導入の予定はない。(取組の予定もない)</li> <li>・一旦、H15 年度末で素案はできたが、実施に至るには事業部局として、現在ある公共工事の環境配慮システム(文化環境評価システム)への取組も十分ではない部分も見られるため、そのシステム自体も H17 に見直しを行い、H18 より取り組んでいる。</li> </ul>
福岡県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他の自治体の取組状況も考慮し、課内で検討中である。</li> </ul>
佐賀県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・導入検討なし。</li> </ul>
長崎県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報収集中。具体的検討なし。</li> </ul>
熊本県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 13 年度から事業部局及び環境部局を含めた庁内ワーキングにより検討を開始している(平成 18 年 6 月までに 17 回開催)。</li> <li>・平成 17 年度に制度構築に向けた基本方針を取りまとめ、ケーススタディを実施。</li> <li>・平成 18 年度に、熊本県環境影響評価審査会への意見聴取実施、SEA の技術的手法を取りまとめた「技術マニュアル(案)」を作成中(委託)。</li> <li>・現在の状況は、制度原案(要綱、技術指針)を策定し、制度施行に向けた庁内の総合調整中。</li> </ul>
大分県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・導入検討なし</li> </ul>
宮崎県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・導入検討なし。</li> </ul>
鹿児島県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・導入検討なし</li> </ul>
沖縄県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 13、14 年度は、委託業務の中で検討委員会を設置し、SEA 及び公共事業環境調整指針の骨子案を作成した。平成 15 年 3 月には一般県民、事業者及び行政等の関係機関を対象としたシンポジウムを開催し、これまでにまとめたそれぞれの骨子案を紹介した。</li> <li>・検討委員会での審議は、平成 14 年度にて終了し、平成 15 年度からは、骨子案をもとに要綱(案)を作成した。また、県の機関を対象とした SEA 要綱及び公共事業環境調整指針の策定のため、県事業部局との調整を重ねている。</li> <li>・要綱の策定後、それに基づきいくつかの事例を積み重ねていくことで 3 ~ 5 年後の条例化を検討する。</li> <li>・また、市町村等が自主的に SEA を実施するとした場合においては、県要綱を適用していけるような形式を検討する。</li> </ul>

政令市名	取組状況
札幌市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・制度導入の検討段階にはない。</li> <li>・個別案件に係る SEA の取組み実績もない。</li> </ul>
仙台市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 12 年 10 月から「仙台市環境調整システム」を実施し、市が実施する対象事業について、用地選定等の計画の早期段階から、環境への配慮について調整を行うこととしており、環境調整システムを運用しつつ、将来的には SEA の導入についても検討する。</li> </ul>
さいたま市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・導入検討なし。</li> </ul>
千葉市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・戦略的環境アセスメントの導入に向けて調査・研究中。</li> </ul>
横浜市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境影響評価手続対象事業について計画立案段階での環境配慮を促す調整制度を要綱により運用している。戦略アセスメントについては調査・内部検討を継続している。</li> </ul>
川崎市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・川崎市では SEA そのものは導入していないが、市条例で「環境配慮計画書」の作成を定め、市が行う第 1 種行為で規則に定めた事業について、早期の段階で計画や環境保全の考え方を示している。</li> </ul>
名古屋市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 16 年度から平成 17 年度にかけて、学識経験者 6 名で組織する「名古屋市戦略的環境アセスメント制度導入検討委員会」を設置し、現行の環境影響評価制度の課題や個別事業計画及び上位計画の策定時における制度導入あり方について検討を行った。</li> <li>・平成 18 年度は、これまでの検討結果を踏まえて、改定が予定されている一般廃棄物処理基本計画において、SEA のケーススタディーを実施するなど、引き続き、制度化に向けた検討を行う予定である。</li> </ul>
京都市	<p>(平成 14 年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「一般廃棄物処理計画」の見直しに当たり、再資源化の手法について複数案を設定し、SEA を試行。</li> <li>・平成 14 年 10 月に庁内連絡会議である環境保全推進会議（議長：副市長、構成：各局長）に SEA の制度化について取り組むことを報告。</li> <li>・各事業担当課に対して、SEA の対象となりうる計画の有無、策定経過、計画の熟度と公表時期等についてヒアリング。</li> </ul> <p>(平成 15 年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 15 年 8 月に京都市環境影響評価審査会に対して、「京都市における計画段階での環境影響評価制度の基本的な考え方」について諮問。</li> <li>・9 月から 16 年 2 月まで、計 6 回の計画段階環境影響評価制度検討部会</li> <li>・16 年 3 月に京都市環境影響評価審査会から、「京都市における計画段階での環境影響評価制度の基本的な考え方」について答申取りまとめ。</li> </ul> <p>(平成 16 年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・16 年 9 月に京都市計画段階環境影響評価（戦略的環境アセスメント）要綱制定。対象計画は京都市が策定する計画で、条例対象事業の計画（第一種計画）、条例対象事業の更に小規模事業の計画（第二種計画）、個別事業を包括する上位計画（第三種計画）</li> </ul>

政令市名	取組状況
	16年度 プラスチック製容器包装中間処理施設 伏見区総合庁舎整備事業 17年度 京都市立病院再整備基本計画 下京消防署整備基本計画
大 阪 市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大阪市では、SEA そのものの導入はしていないが、平成 18 年 6 月 30 日付けで事業アセスに係る技術指針を改定し、個別事業において事業計画策定段階での環境配慮についての記載を義務付けたところである。</li> <li>・なお、SEA に係る取組状況については、引き続き、国等における SEA 等に係る取組状況の推移を注視するとともに、市の地域特性を踏まえた制度について調査・研究中である。</li> </ul>
堺 市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在、環境影響評価条例の制定に向けて作業中であり、この条例の手続きの中で、対象事業に係る計画を策定するに当たっては、事前配慮計画書の提出を義務付ける予定である。</li> <li>・SEA については条例制定後、他の自治体の取り組み状況の調査等を含めて検討する予定である。</li> </ul>
神 戸 市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画段階環境影響評価制度の導入について調査研究中。</li> </ul>
広 島 市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 13 年度 広島市総合環境アセスメント基礎調査実施。</li> <li>・平成 14 年度 広島市多元的環境アセスメント基本構想策定。</li> <li>・平成 15 年度 廃棄物分野の試行ガイドライン策定予定。</li> <li>・平成 16 年 4 月 広島市多元的環境アセスメント実施要綱施行。</li> <li>・平成 13 年度から、事業に先立つ上位計画等の策定段階を対象とする「広島市多元的環境アセスメント制度」の構築に取り組んでおり、平成 16 年 4 月 1 日に計画策定主体が市であるものを対象とする実施要綱を施行した。</li> <li>・平成 16 年度から廃棄物最終処分場の整備計画を対象に制度を運用することとしていたが、まだ手続に至っていない。</li> </ul>
北九州市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・導入検討なし。</li> </ul>
福 岡 市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・導入検討なし。</li> </ul>

【凡例】

- ：導入済み ( 4 都道府県等 )
- ：検討中 ( 25 都道府県等 )
- ：関連する取組を実施 ( 10 都道府県等 )
- ：検討なし ( 22 都道府県等 )